

掛川市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業 大井川用水佐東地区貝ヶ沢工区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 大字高瀬字徳井寺に編入する区域

大字高瀬字極楽 1145 の 1 の一部

2 大字高瀬字極楽に編入する区域

大字高瀬字徳井寺 1137 の 2、1143 の 1 の一部、字大日 1185 の 2、1186 の 2、1186 の 6、1186 の 8、字大日前 1161 の 61

3 大字高瀬字大日前に編入する区域

大字高瀬字舞台 1229 の 19